

改正案

現行

目次

第一章～第三章（略）

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節～第三節（略）

第三節の二 航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位業務

の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動

衛星業務の無線局の無線設備（第四十五条の四 第四十五条

の二十一）

第四節～第九節（略）

第五章（略）

附則

第三節の二 航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位

業務の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに

航空移動衛星業務の無線局の無線設備

（ATCRBSの無線局の無線設備）

第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものの無線設備（次号に掲げるものを除く。以下「SSR」という。）は、次に掲げる条件に合致すること。

イ～ホ（略）

へ 質問信号及び抑圧信号（1）及び（2）において「質問信号等」という。）は、次の条件に適合するものであること。

目次

第一章～第三章（略）

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節～第三節（略）

第三節の二 航空移動業務及び航空無線航行業務の無線局、航空機に搭

載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の

無線設備（第四十五条の四 第四十五条の二十一）

第四節～第九節（略）

第五章（略）

附則

第三節の二 航空移動業務及び航空無線航行業務の無線局、航空機

に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の

無線局の無線設備

（ATCRBSの無線局の無線設備）

第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものの無線設備（以下「SR」という。）は、次に掲げる条件に合致すること。

イ～ホ（略）

へ 質問信号及び抑圧信号（1）及び（2）において「質問信号等」という。）は、次の条件に適合するものであること。

(1) (略)

(2) モードS、モードA/C一括及びモードA/C/S一括の質問信号等を送信することができるSSRの場合

(イ) (ハ) (略)

(二) 個別の航空機を選択して呼び出すためのモードSの質問信号等の送信回数は、四ミリ秒間の平均が毎秒二、四回未満であつて、かつ、輻射範囲の任意の三度の角度内において毎秒四八回未満であること。

(ホ) 監視する区域が他のSSR(モードSの質問信号等を送信できるものに限る。)のサイドローブが到達する区域と重複する場合にあつては、個別の航空機を選択して呼び出すためのモードSの質問信号等の送信回数は、(二)に掲げる条件のほか、四秒間の平均が毎秒一、二回未満であつて、かつ、一秒間の平均が毎秒一、八回未満であること。

ト・チ (略)

二 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものであつて、複数の地点に設置する受信設備によつて受信した信号の受信時刻の差を利用して無線測位を行うもの(以下「複数地点受信方式航空監視システムの無線局」という。)の無線設備は、次に掲げる条件に合致すること。

イ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局のうち、ATCTランスポンダに対して質問信号を送信するもの(以下「質問信号送信設備」という。)は、前号八及び九に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に合致すること。

(1) モードSの質問信号に対して応答できるATCTランスポンダを備えるすべての航空機局を一括して呼び出すための質問信号は送信しないこと。

(2) 質問信号の送信は、無線測位のために必要な情報が得られていない場合に限り行うこと。

(1) (略)

(2) モードS、モードA/C一括及びモードA/C/S一括の質問信号等を送信することができるSSRの場合

(イ) (ハ) (略)

(二) 個別の航空機を選択して呼び出すためのモードSの質問信号等の送信回数は、四秒間の平均が毎秒一、二〇〇回未満、一秒間の平均が毎秒一、八〇〇回未満であつて、かつ、四〇ミリ秒間の平均が毎秒二、四〇〇回未満であること。

ト・チ (略)

(3) 質問信号（他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。）
によつてATCトランスポンダが占有される時間は、当該ATCト
ランスポンダが動作している時間の二パーセント以上にならないこ
と。

ロ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち、当
該システムの基準時刻の設定又はその稼働を確認するための信号を
送信するもの（以下「基準信号送信設備」という。）は、前号チに掲
げる条件に合致するほか、送信する信号の特性は、別図第八号の二に
示すところによるものであること。

三 ATCトランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態に
おいて、次に掲げる条件に合致すること。

イ 一般的条件

(1) 質問信号を受信することによつて、応答信号を自動的（特別位置
識別パルスにあつては、手動により発射が開始されるものとする。）
に送信することとなるものであること。

(2) ～ (7) 略

ロ ～ ニ 略

四 ATCRBSの無線局のうち飛行場内を移動する車両に開設するもの
の無線設備（以下「ノントランスポンダ」という。）は、第二号ロ(1)及
び(2)に掲げる条件に合致するほか、自ら任意の間隔により信号を送信
するものであること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に合
致すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

二 ATCトランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態に
おいて、次に掲げる条件に合致すること。

イ 一般的条件

(1) SSRからの質問信号を受信することによつて、応答信号を自
動的（特別位置識別パルスにあつては、手動により発射が開始され
るものとする。）に送信することとなるものであること。

(2) ～ (7) 略

ロ ～ ニ 略

三 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に合
致すること。

2-11の指令の施行の際現に免許又は予備免許を受けているATCRBSの無線局の無線設備の条件については、この指令による改正後の設備規則第百十五條の十一の六、別表第一号、別表第二号及び別図第七号の規定にかかわらず、なほ経過の例によらざるものとする。

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
(略)		
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1・2 (略) 3 無線測位局(注29) (1)~(3) (略) (4) <u>ATCRBSポインタの送信設備</u> <u>ア モードS機能を有するもの</u>	1,000kHz
	イ その他 (5) <u>質問信号送信設備</u> (6) <u>基準信号送信設備及びノットランスポインタ</u>	3,000kHz 10kHz 1,000kHz
	(7) <u>その他の無線測位局</u>	500
8・9 (略)	4~10 (略)	

(略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
(略)		
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1・2 (略) 3 無線測位局(注29) (1)~(3) (略) (4) <u>ATCRBSポインタの送信設備</u> <u>ア モードS機能を有するもの</u> <u>(ア) 高度4,500m以下のみで使用するもの</u> <u>(イ) (ア)以外のもの</u>	3,000kHz 3,000kHz
	イ その他	1,000kHz 3,000kHz
	(5) <u>その他の無線測位局</u>	500
8・9 (略)	4~10 (略)	

(略)

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)		
V1D	6MHz	(略)
	14.5MHz	<ol style="list-style-type: none"> 1 ATCTランスポンダ 2 基準信号送信設備 3 ノットランスポンダ
	40MHz	<ol style="list-style-type: none"> 1 SSR(モードSの質問信号を使用するものに限る。) 2 AICAS(モードSの質問信号を使用するものに限る。) 3 質問信号送信設備
(略)		

(略)

別表第三号(第7条関係)

1~47 (略)

48 質問信号送信設備、基準信号送信設備及びノットランスポンダの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2及び15に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

49 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から48までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)		
V1D	6MHz	(略)
	14.5MHz	ATCTランスポンダ
	40MHz	AICAS(モードSの質問信号を使用するものに限る。)
(略)		

(略)

別表第三号(第7条関係)

1~47 (略)

48 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から47までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

<p>別図第七号 <u>SSR</u>が送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設備が送信する質問信号の特性(第45条の12の6 関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パルス波形 (略) 2 質問モードの種別及びパルス間隔 (略) <p>注1～5 (略)</p> <p>6 <u>モードSの質問信号のパルスP_gの尖頭電力は、パルスP_2の尖頭電力に対し0.25dB低い値以上であること。</u></p> <p>別図第八号の二 <u>ATCT</u>ランスポンダが送信する応答信号、基準信号送信設備及びノントランスポンダが送信する信号の特性(第45条の12の6 関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 (略) 	<p>別図第七号 <u>質問信号及び抑圧信号の特性</u>(第45条の12の6 関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パルス波形 (略) 2 質問モードの種別及びパルス間隔 (略) <p>注1～5 (略)</p> <p>6 <u>モードSの質問信号のパルスP_2とパルスP_gの最初の1μsの尖頭電力は、パルスP_1の尖頭電力に対し0.25dB以上小さくなるものではなく、また、パルスP_gの尖頭電力の変動は、位相反転を伴うものを除き1dB以下、連続するビット間は0.25dB以下であること。</u></p> <p>別図第八号の二 <u>応答信号の特性</u>(第45条の12の6 関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 (略)
---	---